

平成 24 年 10 月 1 日

上越市長 村山 秀幸 様

浦川原区地域協議会  
会長 藤田 宏 祚

浦川原区の放置空き家対策に関する意見について

上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、「浦川原区の放置空き家対策」について自主的に審議した結果、下記のとおり意見書を提出します。

記

浦川原区でも少子高齢化に伴う過疎化の進行により、管理されていない、いわゆる放置空き家が増加しています。

放置空き家は降雪や台風等の影響により倒壊する恐れがあり、近隣住民や通行者にとって非常に危険であり、大きな不安を与えます。

市は放置空き家の倒壊、危険回避のため、空き家所有者などへ管理の要請をしていますが、所有者に経済的余裕がないなど、空き家を適正に管理できない場合もあります。

こうした状況において、個人の財産が優先される現行の法制度の下では、有効な空き家対策が取れない現状を改善し、地域の生活環境を維持できるよう、市は引き続き国へ「必要な法整備」を求めていくこととし、県内の自治体の空き家管理条例の制定の動きも踏まえ、当市でも空き家管理条例を制定することを強く望みます。